

# 「制詔御史長沙王忠其定著令」について

— 漢代律令研究之一 —

## 大 庭 脩

漢代の律令は、中国の律令法の独自の体系の成立を知るうゑに極めて重要なものであるが、周知の通り散佚してしまつていて全貌をうかがうことができない。従つて少数の佚存条文は、貴重な手がかりといふ意味で金科玉条である。仮にそれが一字であっても、漢律令の体系を知るうゑに役立つものならばその意味を汲みとらなければならぬのであるが、それは容易なわざではない。まづ多くの一斑を用いて全豹を推定しようとするのであるから様々な可能性の追求、仮設の設定がなされなければならないし、それは方法として許容されるものと思うが、一の佚文と他の佚文と相互に矛盾しない仮設を設定できるかどうかといへば、それは不可能に近い。その挙句できあがつた仮設、或いは概念というものが結局漠然としたものでしかないといふ悪循環を、決定的な資料不足の結果繰返しているように思われる。ただ、一の佚文と他の佚文との間に存在する矛盾が、漢律令の佚文という平面でとらえるために越え難いのであつて、漢代といつても前後四百年あるのであるから、漢時代内における前後関係の結果生じた矛盾である場合があり得る。ただ我々がそれを実証出来ないだけであるといふことがあるに違いない。その場合は二つの矛盾した仮設はいずれも成立するわけである。これは漢代立法史の研究が遅れているといふことなのであるが、王応麟の漢制攷以来の漢律令研究がもつている共通の欠陥であることは事実であらう。

漢律と漢令とを比較した場合、漢律は蕭何の九章律が漢初に成立して、一応律典があるのであるが、漢令は令典と

して成立したかどうかということは頗ぶる難かしい。漢代立法史を考えるために最初に問題になるのは漢令であるといつてよい。そして漢令の中でまずとりあげねばならないのは、令甲・令乙・令丙等の所謂干支令であろう。

干支令の佚文と明らかにわかっているものは十指を屈すれば足る。私はこれらの佚文について私の考え得る限りの可能性或いは問題点を今後機会を得るごとにとりあげてみたいと考えている。そして諸賢の教示を得て漢律令への接近を試みたい。

一

漢書卷三十四、韓彭英盧吳伝第四の贊に、

唯吳芮之起、不失正道、故能傳號五世、以無嗣絶、慶流支庶、有以矣夫、著于甲令而稱忠也

とあって、吳芮の忠が甲令に著されていたことが述べてある。史記では卷十九の惠景間侯者年表の初に

太史公讀列封、至便侯曰、有以也夫、長沙王者著令甲、稱其忠焉。

と記している。長沙王は吳芮のこと、便侯は吳芮の子吳淺である。

班固が伝贊で述べていることは、高祖が天下を定めた時、功臣のうち異姓で王となったものが八国あったが、吳芮のみが正道を失わなかつたのでよく五世に号を伝えた。甲令に著して忠を称せられたのももっともなことだと吳芮をたたえている。司馬遷も同じ趣意である。文字の配列を見ると、班固は司馬遷の句を借りているように思われる。

それでは吳芮の忠を甲令に何と著したのか、という点、本伝に贊文にみあう文がある。芮の伝は非常に短かい。後の議論に関係があるから全文掲げる。

吳芮、秦時番陽令也、甚得江湖間民心、號曰番君、天下之初叛秦也、黥布歸芮、芮妻之、因率越人舉兵以應諸侯、沛公攻南陽、迺遇芮之將梅鋗、與偕攻析郟、降之、及項羽相王、以芮率百越佐諸侯、從入關、故立芮爲衡山王、都邾、其將梅鋗功多、封十萬戶、爲列侯、項籍死、上以鋗有功、從入武關、故德芮、徙爲長沙王、都臨湘、一年

薨、謚曰文王、子成王臣嗣、薨、子哀王回嗣、薨、子共王右嗣、薨、子靖王差嗣、孝文後七年薨、無子、國除、初、文王芮、高祖賢之、制詔御史、長沙王忠、其定著令、至孝惠高后時、封芮庶子二人爲列侯、傳國數世絶。

右の伝中、圈点を加えた十二字がそれにあたることは疑いない。ところが十二字中、制詔御史の四字は詔の書出しの句で特に呉芮に關係はない。但し漢書の地の文とは考えない。また其定著令の四字は所謂著令文言で、これも特に呉芮に關係はない。とするとこの詔の実質的な本文は長沙王忠の四字のみになる。果してこれだけのことを令に——令甲に——著したのだろうか。

何を令に著したのかということについては、この伝を読む人は等しく疑問に思つたらしい。呉芮伝の注はここに集中している。

## 二

魏の鄧展は、

漢の約、劉氏にあらざれば王たらず、而して芮は王たり。故に令中に著して特に王たらしむるなり。

と注し、或いは曰くとして

芮は至忠なり、故に令に著せるなり。

とも注している。顔師古は

後の贊文を尋ねれば、或説是なり

という。史記集解は一、二字出入があるがこの鄧展の両注を引用しそのほか臣瓚の

漢、芮の忠なるを以ての故に特に之を王とす。制に非ざるを以ての故に特に令に著す。

という説も加えている。集解は漢書の注を導入したのであろう。従つて漢書の古本には臣瓚の注もあった筈である。

或説と顔説とはもつとも單純で本文通りうけとつて疑をさしはさまない考え方である。これに反して鄧説は、例の

非劉氏不王という高祖の約との関連において考え、異姓の呉氏が高祖の約に反して王たりうる根拠を与えるため特に令に著したのだとする甚だうがった考えである。臣瓚が「制に非ざるを以ての故に特に令に著し」たとするのも、異姓が王たることが制に非ずという考えであろう。瓚説は鄧説、或説併用と思われる。

宋の劉奉世も両説併用であるという。

予謂うに鄧の二説を兼ね用うがすなわち著令の意なり。贊文以て謂う、忠にして王を得たり、故に令に著すのみと、ただ忠にして它事なくば何を以てか令に著さんや。

しかし、劉奉正はどちらかといえば鄧説に近く、顔師古に反対の意をしめしている。徒忠無它事、何以著令邪という語は単純に或説のみをとる考えに批判的である。

明白に鄧説を支持する人に清の周壽昌がいる。漢書注校補卷三十に

壽昌案ずるに鄧説是なり。高祖の時功を以て王に封ぜらるる者、張耳・臧荼・韓王信・彭越・英布・盧縮皆罪を以て削奪され、かつ誅夷せらる。耳の子張敖、王を嗣ぎ、主に尚するも、卒に罪を以て侯に降さる。独り呉芮のみ忠を以て称せられ、身元孫におよぶまで五世王を襲ぐ。高祖特に令に著し、劉氏に非れば王たらざるの列に在らざるを明らかにす。顔、鄧説を引き、而も転じて之を取らずして或説を取るに止まるは何ぞや。

とのべ、積極的に顔説を批判している。

清の沈欽韓、漢書疏証の説はやや趣きを異にしている。

此れ蓋し当時韓・彭等反逆せるにより、著して条約をつくり以て王侯を戒飭し、長沙の忠を称せるなり。

といい、鄧説が、高祖の約の例外規定として呉氏の長沙王を認めたとする、いいかえると呉氏の為の規定があるという考えとは違って、他の王侯を戒飭するための、いいかえると政策的なものであるとみている点が特色である。

宋の劉攽の考えは全然違っている。

定著令とは、令に長沙王の車服土地の類を著すなり。

と云つて長沙王の所領、車服の制等王としての所遇を具体的に令に著すのであるとし、

功臣表の陸量侯須無の項に「令長受令長沙王」とあるのはその一証である。

とのべる。陸量侯須無は高惠高后文功臣表にあるが、劉攽の注に引くところより文字が多く、

詔以為列侯、自置吏、令長受令長沙王。

とあり、侯国が江南にある關係で、須無の許されて自ら置いた令長が令を長沙王から受けることになっていたという意味である。陸量侯国は長沙王の行政下に入るのであるから、このような特例も令に著されていた筈だと劉攽は考えているのである。従つて劉攽の考え方では、鄧説、或説、劉奉正説の各説に比較して、内容が全く異つたことが盛られていたとみているわけである。

以上の諸注は、臣瓚説も漢書の古注であるとすれば、すべて漢書の注なのであるが、漢書ではなくて史記の注の中に大変重要なものがある。それは中井積徳の注で

長沙王の王たるは約の前に在り、注前後を失せり。

という。積徳自身はどう考えているのかは述べないけれども、鄧説、瓚説に対する批判として出された見解である。即ち令に著された時期は何時であるかという問題が指摘されているのである。この点に注目している人に今一人王先謙がある。漢書補注には

芮は王に徙りて後一年にして薨す。此れ自から高祖芮を賢として令に著せるのみ。王莽伝に、張竦陳崇の為に奏して、高祖の約、劉氏に非ざれば王たらずと、然り而して番君長沙に王たるを得たり。令に定著す。明らかに大信有り、制に拘らざるなりと。蓋し、盧縮反せる後、高祖白馬を刑して盟う。此の令まさにその時にあるべし。芮を賢とせるを以ての故に、其の後人をして王を嗣ぐを得しめたるなり。諸説未だ晰かならず。

と述べており、呉芮の封建と、高祖の約束との時期の差を指摘し、王莽伝にある例をひき、この令（王莽伝にある定著於令の令の意味であらう）は、高祖の約束に拘らず長沙王の子孫が王位を継嗣することを認めたもので、その根拠とな

ったのが長沙王の忠を著した令（呉芮本伝の定著令の令）だと考えている。つまり、鄧説と或説との解釈を、別に二令あったと考えた解釈で、王莽伝の例を探してきたあたりは流石に漢書に通じた先謙らしいと感心される。もともと王莽伝では番君長沙に王たりといっているから、呉芮のことであり、呉芮の子孫のことではない。二令ありとするのは武断であろうがさて、仮に二令あったとして、どちらが令甲にのったのかなどといえば、問題はなお一層混乱しそうである。要するに中井積徳の指摘するように。どうしてもここでは、長沙王忠の制詔が何時出たのかという時期の問題を考えなくてはならないと思われる。

### 三

高皇帝の約束、高祖の約といわれるものはどのようなものであるかについては、既に増淵菴夫氏の指摘がある。同氏の論に従ってこれを見ると、まず史記汲黯列伝に汲黯が張湯を質責していった語の中に

何乃取高皇帝約束、紛更之爲。

という例があるが、これは張湯がもろもろの律令を更定したことに對する汲黯の非難であつて、従つて高皇帝の約束とは高祖の定めた律令を指していることは疑いない。これは曹相国世家に曹參が相国となつて

學事無所變更、一遵蕭何約束。

とある蕭何の約束も、ほぼ蕭何の制定した九章律を始めとする法令を指しているのと同様であろう。

次に史記梁孝王世家褚少孫補の中に、景帝が弟の梁王との宴席で「千秋万歳の後、（帝位を）王に伝えん」といったことに對して、竇嬰が

漢法之約、傳子適孫、今帝何以得傳弟、擅亂高帝約乎。

とたしなめた語の中に高帝の約がみられるが、これは「傳子適孫」という漢法之約を指していることは疑いない。

第三に、史記呂后本紀に、高后が自分の一族の呂氏を王に封じようとしたとき、右丞相王陵がのべた

高帝刑白馬盟曰、非劉氏而王、天下共擊之。

という約がある。ふつう高皇帝の約といえはこの約を指すのであって、呉芮伝の諸注のふれているものもこの約で、史記の絳侯周勃世家には、竇太后が皇后の兄王信を侯に封ずるよう景帝にもとめたのについて、周勃が帝の諮問に答えた語を

高皇帝約、非劉氏不得王、非有功不得侯、不如約、天下共擊之、今信雖皇后兄無功、侯之非約也。

とのせている所にもあり、王のみならず列侯についてもふれていることが明らかである。後漢にはいつてから高皇帝の約といわれるものは、みなこの約をさしている。増淵氏は「劉邦が関中に入って王となり、さらに項羽を倒して天下を統一したのちにおいては、集団の法のみでなくその支配領域を統治するための法も約束という言葉で表現されている」<sup>⑤</sup>ことを注意され——それが汲黯のいう高皇帝の約束、及び蕭何の約束にあたる——、他の例の「その支配する人民を対象とする法としてではなく、漢家の相続その他に関する、いわば漢家の約も同様な法的拘束力をもつものである」<sup>⑥</sup>ことも指摘して約束ということばの意味を規定された。この点については後でふれることとし、ここでは非劉氏不王云々の約束についてももう少し論をすすめねばならない。

この約束の内容を最も詳しくのべたのは周勃の語で、侯王と侯との封建に関する規定と、約が守られなかったときの処置——天下共に之を撃て——とが含まれていることがわかるが、この約束が何時なされたのかは述べていない。呂后本紀の王陵の語では、その時白馬を刑して盟をなしたことが明らかであるが、やはりその時期はわからない。

ところが、史記漢興以來諸侯王年表の序に

高祖末年、非劉氏而王者、若無功上所不置而侯者、天下共誅之、高祖子弟同姓、爲王者九國、唯獨長沙異姓、而功臣侯者百有余人云々。

との節があり、集解に、

徐廣曰、一云、非有功上所置。

とするが、句はいずれにしても意味は同じで、ここには高皇帝の約とはいわないけれども、内容上から同じものをさすのは明白であり、約束のなされた時期が高祖の末年たることは動かすことができないものと考えられる。史漢の文中約束のなされた時期をしめす史料は他にみられない。そこで王先謙は先述の注で、盧綰の反後高祖は白馬を刑して盟ったと推定しているのである。今参考のために漢初の異姓諸侯王の反乱した時期を表示すると次の様になる。

五年 七月 燕王臧荼反す。盧綰燕王となる。

六年十二月 楚王韓信、謀反の疑により執えらる。

六年 九月 韓王信匈奴に降る。

九年十二月 趙王張敖、謀反の疑により執えらる。

十一年 三月 梁王彭越謀反し、三族を誅せらる。

十一年 七月 淮南王英布反す。

十二年 二月 燕王盧綰、反端あるにより攻めらる。

従つて、王先謙は、高祖十二年二月以降と推定したことになるが、私もこの時期と見ることに賛意を表する。高祖は英布を撃つた時に被った矢創がもとで十二年四月に崩ずるのであるが、私はこの約束が定つたのは三月のことであると考えている。その理由は、三月に

吾立爲天子、帝有天下十二年于今矣。與天下之豪士賢大夫、共定天下、同安輯之。其有功者、上致之王、次爲列侯、下乃食邑、而重臣之親、或爲列侯、皆令自置吏、得賦斂、女子公主、爲列侯食邑者、皆佩之印、賜大第室、吏二千石徒之長安、受小第室、入蜀漢、定三秦者、皆世世復。吾於天下賢士功臣、可謂亡負矣。其有不義、背天子、擅起兵者、與天下共伐誅之。布告天下、使明知朕意。

という詔が発せられているが、この詔は功臣は上は侯王以下に封じ、下は蜀漢に入り三秦を定めた民に復を賜うている旨を述べて、「吾天下の賢士功臣に於いて、負なしと謂うべし」と明言し、「不義有り、天子に背き、擅まに兵を



起す者は天下と共に之を伐誅せよ」と命じている。これはまさしく「劉氏に非ずして王たる者、若しくは功無く、上の置かざる所にして侯たる者は、天下共に之を誅せよ」という約束と表裏をなすものと思われ、詔が広く天下に宣言したものであるのに対して、約束は侯王・列侯と共に白馬を刑して盟った盟約であると考えられるからである。しかも注目すべきことは、後漢書趙典伝にある典の上奏文には、「高祖之誓、非功臣不封」と高祖の誓と称していること、これが誓といえるならば、——誓と約束が同義であることは例が多いが——白馬の盟が行われている点より、まさしく高祖六年十二月になされた封爵之誓、白馬の盟と同じ方式でなされたと推定することも可能である。異姓諸侯王、功臣の反乱が相づく現実に即して、高祖は侯王・列侯とは先秦の伝統的な方式である誓盟によってその結束を固めたものと思われ、当然この儀式に加ったものは、仮に盟辞において言及しなかったとしても、儀式に加わること自体が侯王・列侯の地位を皇帝により再確認されたものと考えてよい。而して時に長沙王は、呉芮の子呉臣が嗣いだが、侯王・列侯の筆頭であったのではないかと想像される。その理由は、その前月二月に盧縮誅伐の兵が発せられると、ただちに諸侯王に詔して立てて燕王となすべき者を議せしめたが、それに対し本紀には

長沙王臣等請立于建爲燕王。

と書いている。これは十二年十月に呉王濞を立てた際のこと

詔曰、呉古之建国也、日者荊王兼有其地、今死亡後、朕欲復立呉王、其議可者。

長沙王臣等言、沛侯濞重厚、請立爲呉王。

とある例と同じく、燕王臧荼の反乱後、盧縮を燕王とした時以来、殆んど例外なく侯王の欠けた際には、諸侯王や相国、通侯（列侯）、吏二千石に詔して王たるべきものを推挙させて封建している、その記事なのであるが、このような詔に対する上奏文が節略された形で記載されているときは、それに名前の残っている人物が上奏者を代表する最上位のものであることは漢の制度である。従って長沙王呉臣は十二年十月以降は少くも諸侯王・列侯の最右翼の席次にいたことは疑いなく、自然白馬の盟においては皇帝についてちぬったものと考えられる。このように考えてくると、鄧

展以下が高皇帝の約束がなされた時、長沙王は異姓であるから特に令に著したという考えは誤っているといえるであろう。それは史記漢興以来諸侯王年表序に「上所不置而侯者」といつている語からも想像がつくのであって、この時以前に封ぜられているものは当然上所置のものであり、侯王にまでこの範圍は拡げて考えてよい。従つて特に改めて令に著す必要はない。

以上の推論によつて呉芮伝の著令の内容は注のほとんどが考えている様な高皇帝の約とは關係がないことが明らかになつたと思う。それでは問題の「長沙王忠」詔はいつ出たのかという点を考えてみたい。

呉芮が長沙王に封ぜられたのは高祖五年二月のことである。そして彼が死んだのは漢書異姓諸侯王表によれば同年六月のことで、これ以後は子の臣が襲王している。この点は古来しばしば誤まられているらしく、鄧説以下の諸注は必ずしも高祖の約がなされた時期を誤まつているばかりではなく、呉芮の死んだ時期が明確に認識されていないことも原因になつて中井積徳に批判されているようである。高祖本紀十二年十月の条の顔師古の注によると、

臣者長沙王之名、呉芮之子也。今書本或臣下有芮字者、流俗妄加也。

とされているから、長沙王臣芮とわざわざ加えた書があつたようである。もっとも顔師古も校訂は不充分で、正しくは長沙王臣臣と臣の字が二字あるべき所である。

それはさておき、芮は二月に王となつて六月に死んだのであるから僅か五カ月の間王位にいたわけで、その間特に歴史に残るような忠節の行爲はない。とすると、特に詔を賜わる事といへば、封王の時か、薨去の時であろう。宋の王益之は西漢年紀において、五年七月呉芮の死んだ記事の後にこの詔をあげ、薨じた時に出したものと考えている。しかし、若し薨去の時の詔であるとすれば、五年六月現在、他の異姓諸侯はすべて高祖即位当時のままで臧荼の反乱もおこっていないから、呉芮を特別扱いにしなければならぬ理由がみあたらない。また、詔文に「故長沙王」とは書いていないことも死後のものではないといつてよいであろう。

芮の本伝には、芮が死んで以後四王が嗣ぎ、後嗣が絶えて國が除かれたことを記して改めて「初め文王芮、高祖之

を賢とし云々」の書いているが、こういう「初」の使用法は、その前の文に時の順序にしたがって継続的にのべられてきた一つのテーマとの時間的関連を断ち切って、継続的なテーマの以前に話題を戻す時に使われるのが漢書の例である。そうするとこの場合は芮の死以前に話が戻らなければならない。

ここで注目されるのは漢書高帝紀の五年二月の条にある

詔曰、故衡山王呉芮、與子二人、兄子一人、從百粵之兵、以佐諸侯、誅暴秦有大功、諸侯立以爲王、項羽侵奪之地、謂之番君、其以長沙豫章郡桂林南海、立番君芮爲長沙王。

という呉芮を長沙王に封建する詔である。一体この詔と本伝の著令詔とはどう関連するのであるか。私は、漢書の呉芮伝の注のうちにある或説、顔師古説が、ただ長沙王の忠のみを令に著したと解するには賛成できない。それでは、制詔以下全十二字の詔をもって詔の全文であると考えることになるからであるが、最初にもふれたように実質的には長沙王忠の四字が詔の本文であるというようなことはあり得ない。ふつう忠節の行爲があればそれを詳しく述べたため、更にその褒賞を書く筈で、そうでなければ詔を下す意味がない。この点劉奉正の指摘の通りである。従って芮本伝に記載された詔は、詔の節略されたものであるといわなければならない。私はかつて史記・漢書の詔が本紀と書志或いは伝の間に分載されていることを指摘したことがあるが、この場合もその例ではないかと憶測するのである。それではその他方の詔はどれかといえば高祖五年二月の長沙王封建の詔以外にないわけである。両詔の接続は確証はないけれども、「長沙王忠其定著令」が封建詔の結びであると見てもあながち不自然ではない。ただ「其」の字が再出する点が疑問であるが、現在の資料に依存するかぎりはこれ以上考慮の余地はない。このように推論を重ねた結果、私は、呉芮伝の諸注の中では劉敞の説、すなわち「令に長沙王の車服土地の類を著すなり」という説が最も近いと考える。封建の詔文中には「長沙豫章郡桂林南海」とその土地がしめされている。

このように考えた時に残る疑問は、当然何故長沙王呉芮の忠のみが令に著されねばならなかったのかということであろう。呉芮の伝は頭初に引いたごとく極めて短かく、しかも本伝の叙述では、芮の将梅鋗が功が多かったことで芮を

徳として長沙王に封じたとあって、長沙王の忠行が一向に出していない。このことが、後異姓諸王で反乱をおこさなかつたのが長沙のみであったという事実と関連して、むしろ反乱をしなかつたことが長沙王の忠であるとみられているようである。長沙王の忠とはなにか。これについて次にのべよう。

#### 四

既に述べた通り、呉芮は五年二月に長沙王に封ぜられ、六月に死んだ。従つて彼の死んだ時現在臧荼の反乱も未だおこっていないのであるから、異姓諸侯王のうち呉芮が特に異つた忠行をしめてはいない。異姓諸侯王はその意味では同格である。それでは呉芮が異姓諸侯と特に異なる点は何であるかとたずねてみると、彼は高祖が即位した時現在、王国を持つていなかったという点である。秦を滅ぼして後、項羽より封ぜられた衡山国は再び項羽に侵奪され、故衡山王番君呉芮であったのである。そして芮をふくめた諸王に対して、高祖劉邦が多としなければならぬ負目がこの時に存在した。それは彼等が漢王劉邦に皇帝の尊号を奉つたことである。漢五年十二月、項羽を滅した劉邦は、正月、斉王韓信を楚王に、魏相国彭越を新たに梁王に封じ、天下の殊死以下を赦した。これは漢王として行ったのである。ついで諸侯王は次の上疏をなした。

楚王韓信、韓王信、淮南王英布、梁王彭越、故衡山王呉芮、趙王張敖、燕王臧荼、昧死再拜言大王陛下、先時、秦為亡道、天下誅之、大王先得秦王、定關中、於天下功最多、存亡定危、救敗繼絕、以安萬民、功盛德厚、又加惠於諸侯王有功者、使得立社稷、地分已定、而位號比儼、亡上下之分、大王功德之著、於後世不宣、昧死再拜上皇帝尊號。

この上疏をうけた漢王は一度謝辞するが、諸侯王の再度の上疏をうけ、天下の民に便するならばよいとして受ける。ここに

諸侯王、及太尉長安侯臣綰等三百人、與博士稷嗣君叔孫通、謹擇良日二月甲午、上尊號。

というはこびとなり、漢王は皇帝の位に汜水の陽において即くのである。そして太子を皇太子とし、先媼に昭靈夫人の尊号を追贈するついで長沙王の封建を行った。即ち皇帝として行った最初の仕事は呉芮の封建であったのである。

漢王劉邦は諸侯王を率いて項羽を討ったし、上疏文中に諸侯王のいう通り「天下において功最も多き」存在であったから、皇帝たるべき実は備えていた。しかし、沛豊邑中陽里の民で何らの門地もたぬ出身の彼はいかにして皇帝の名を得るかといえば、生まれながらの秦王で、自ら六国を破って統一をなし、自ら皇帝の称号をえらんだ始皇帝とも、前王朝の皇帝劉氏より帝位を禪られた曹丕とも異なった方式をとらざるを得ない。しかも例えば、韓信の向背が項羽との争いの勝敗に大きく影響するというような、諸侯王の協力によってはじめてきつき得た地位であるだけに、諸侯王の承認、推戴によって始めて皇帝たり得たわけであって、同格の王から皇帝へと進めたこの上疏の意味は重大であり、推戴してくれた諸侯王の功たるや極めて多とすべきものであったろう。さればこそ皇帝として最初に、それまで同格の王の一人で、しかも王国をもたなかった呉芮の封建を行ったのであろう。そしてその忠はまさしく令に著すべき重要なことであつたと私は思う。一般に漢は、秦の郡県制の欠陥を是正するために郡国制をとつたと説かれるが、果してそのような意識的なものであつたかどうか。高祖即位当初においては、このような諸侯王との関連にあつたし、また秦を攻めた連合軍の目的の一には六国の復興が掲げられていたその大義名分もあり、郡国制をとらざるを得なかつたのだと私は考えている。

それでは、逆に、呉芮以外の六王は、この時に改めてその王たることを再確認したのかどうか、端的に言えば、その王たることを令に著されなかつたのかどうかという点が疑問になるが、同格の王相互間の推戴によって皇帝になつたのであるから、その必要はなかつたのではあるまいか。否むしろすべきではなかつたのではないかと私は思う。また令のたてまえからいっても、漢王として行った楚王韓信、梁王彭越の封建などは、漢帝としての長沙王の封建とは區別されてしかるべきである。

しかし、もし仮に彼等諸王のことも令に著されたとしても、それは今日に残るべくもない。なぜならば彼等は漢帝に對する反逆者となつてしまつたからである。「令甲は、前帝生前の著令詔を、前帝の死後に編輯したものである」という中田薫博士の説<sup>⑤</sup>が正しいとすれば、高祖の死後、高祖の詔を編輯するにあたり、長沙王封建の詔は残り、他の反逆諸侯王封建の詔は残る筈はないのである。

## 五

「長沙王忠」を著した令は高皇帝の約束とは關係がないと私は考えた。しかし非劉氏不王という約束が一方に存し、他方劉氏にあらざる異姓の王が令に著されている矛盾をいかに解釈するかという疑問はおこるのが当然であり、約束の例外として令に著したのだという解釈が成されるのもその限りにおいては合理的なもののようでもある。しかも約束と律令とはいずれが優先するのかわりという問題におきかえてみると、これはまた新たに興味の深い問題になると思われる。それは我々漢代史を研究する者にとつての問題であるより以前に、漢人自身の問題であつた。その意味で興味のあるのは、王先謙が指適した王莽伝の張竦の草した奏文である。

この奏は大司徒司直陳崇によつてなされたが、草案は「博通の士」張竦の手でつくられ、ひろく經典に故事をもとめて莽の徳をたたえ、伊尹・周公に比したもので、伊尹が阿衡、周公が太宰であるところからやがて宰衡の号が加えられるにいたるのであるが、その文中に

近觀行事、高祖之約、非劉氏不王、然而番君得王長沙、下詔稱忠、定著於令、明有大信、不拘於制也。

とのべて漢代においても功ある者は例外としての褒賞があることは証拠があるのだとしている。この考え方は敷衍してゆくと現在の皇帝が功徳を認めたらば、制にかかわらずいかなる褒賞でも与えることができる、高祖も自ら約束を破つて例外をつくつてゐる明証があるではないかという主張になり、ひいては劉氏に非ざるも王たること可なりという論拠にまで發展する可能性を秘めている。現在の皇帝の命ずるところがすなわち令となることを思えば、この論

はまさしく令が約束に優先する議論である。張竦は「博通の士」といわれているが、その奏は極めて博引旁証でその名に恥ぢない当代のインテリの一人である。その識者にこの考えのあることは、王莽の篡奪を可能ならしめた当代の一つの思潮の一面が見られるようである。

このように考えてきたとき、一般に高皇帝の約束といわれるものについて、今一度みなおす必要がある。まず「非劉氏不王、非有功不侯」の約束は増測氏の指摘の通り後漢にいたるまで屢々上奏などにみられるもので、後漢書光武本紀下、皇后紀上馬皇后の条、劉玄伝、伏隆伝、趙典伝、楊震伝、左雄伝、陳蕃伝、呂強伝などにみえる。このうち趙典伝には高祖之誓と称していることは前述の通りであるが、馬皇后紀では「無軍功非劉氏不侯」と随分違った書き方になっている。これは約束が誓盟の形式をとったことを思えば、かの封爵之誓同様金匱石室宗廟に蔵し、令の如く天下に公布したものでなからうと想像され、そのため恐らく伝聞としてつたわったからではあるまいか。

次にどういう時にいわれたかを見ると、光武本紀は中元元年高廟を祠るときの文にあり、劉玄伝では更始が功臣を悉く王にしようとしたことに反対した朱鮪の語中に、伏隆伝では張歩が劉永から齊王に立てられたのをとどめた隆の語の中にあつて、両例はいずれも後漢王朝成立前の混乱期である。その他はすべて「非有功不侯」に關連があり、馬皇后が馬氏の封侯を辞退した以外は、功臣でないものが侯に封ぜられた事実に対して反対の意見を開陳した語中にある、いずれもこの意見は無視されている。このことは呂后本紀における王陵の場合でも同じことで、王陵の意見は通らず呂氏の王が出現している。景帝が皇后の兄を封じようとした時は周勃の意見が通つて沙汰止みになったが、史記ではその後につづけて、匈奴王徐盧等五人が降つたときは、景帝は周勃の議を退ぞけて悉く列侯にしたことを述べている。硬骨の士が朝にあつて反対した場合でもこの通り殆んど用いられていないのであるから、その他の時は推して知るべく、その動かぬ証拠は外戚恩沢侯表そのものであるといえるだろう。高皇帝の約束は、帝の死後間もない呂太后時代からして行われていないのである。皇帝の中には、自分の寵臣を列侯に封じたい希望を持ちながらも自ら高皇帝の約束を思つて言い出さなかつた人もあるかも知れない。しかし、資料にあらわれている限りでは、この約束の拘

束力は弱かったと考えざるを得ないのである。

次に約束と律令との関係を考えるときに問題になる汲黯列伝にみえる汲黯のいう高皇帝の約束をみておこう。この場合、汲黯が張湯の更定した律令をさして高皇帝の約束とよんでいること、曹參が蕭何の約束に遵ったというのが蕭何の制定した律令をさしているのと同様であることは前述の通りである。しかしこれをもって約束と律令はひとしいとも、律令を約束とよぶとも決定するわけにはゆかない。というのは史記蕭相国世家に

漢二年、漢王與諸侯擊楚、何守關中、待太子、治櫟陽、爲法令約束、立宗廟社稷宮室縣邑……計戶口、轉漕給軍。という記事があり、貝塚茂樹氏<sup>⑥</sup>や増淵氏の説の様にこの時蕭何は戸興廐の事律三篇を作ったと考えられるが、ここでは法令約束と並記して、区別がある。私は決して曹參が遵守したのはこのうちの約束のみであったなどというのではない。勿論法令約束をふくめていっていることは申すに及ぶまいが、曹相国世家と蕭相国世家との約束には意味の広狭の別があり、前者は広義で法令をも含め、後者は狭義で法令と並列した語法であると考ええる。このことは漢代の法制を考える上に相当重要である。

張湯は有名な酷吏であり、汲黯は増淵氏のいわれる任俠的重臣である。漢初の官僚界におけるこの両者の対立は増淵氏の詳細な分析にせめられる通りである。<sup>⑦</sup>その任俠的な汲黯が新興の法治主義者張湯をのしり、律令をさして約束とよんでいることは注目値する。彼等は律令すらも約束と理解していたともとれるし、わざわざ律令を約束と皮肉な表現をして張湯にいやがらせをしたともとれるからである。彼等「高祖を權威とする伝統主義」者たちは「朝廷は高皇帝の朝廷<sup>⑧</sup>」と理解している。この点後漢において「高祖の約束」をふりかざして封侯に反対した人達にも通ずる觀念であり、「天下は高帝の天下にして陛下の天下に非ず<sup>⑨</sup>」という者すらいた。

しかし約束とは、多くの例は軍旅において見出され、或いは田疇のごとく五千家程度の集団において見出される。換言すれば集団の長と集団の構成員とが個人的に結合し得る範囲においてのみ有効な効力を持つものであり(高祖集団もその一つである)、觀念的にはともかく、事実上は国家統治の法とは区別されるべきものである。約束が国家統治の



法として無力であることを最もよく知っていたのは蕭何であろう。高祖が関中の父老と約した法三章では姦を禦ぐに足らず、秦法を拮据してその時に宜しきをとり律九章を作ったとは漢書刑法志の伝える所である。蕭何は咸陽に入るや秦の丞相御史の律令圖書を収めたというが、金帛財物にはしつた諸將に比して、更にいえば高祖と任俠的に結ばれ、蕭何の約束を墨守した曹参以下の重臣に比して、彼は法治主義者である酷吏たちの鼻祖といふべきであろう。増測氏が鮮明に指摘された漢初の官僚の任俠的重臣と酷吏との対立は、法のうえていえば集団の「約束」を重んずるものと国家の「律令」を重んずるものとの対立であり、「律令」が「約束」に優先してゆくことが、高祖集団が漢帝國の中に吸収され解体してゆく過程をしめすといつてよい。

こういう視点よりすれば、「非劉氏不王云云」の約束は狭義の約束であり、汲黯のいう律令をさす約束とは區別して考えなければならぬ。「誓」ともよばれ、白馬を刑して「盟」う古式によって結ばれた約束は、劉氏の家法的色彩が強く、儀式にあざかった者の間において拘束力をもつ。儀式にあざからなかった後世の任俠的な吏の間にもそれが重視されたのは、増測氏の指摘された「伝統的生活感情」の中に観念的に伝えられたものであって、事実上守られなかったことは先に述べた通りであり、前漢末には張竦のような議論があらわれる。後漢においては、楊震のごとく、高祖の約のほかに經典をひいて自説の裏づけとし、「旧制を稽えず、經義に合わず」と主張するものもあって、經学の普及した時代相を呈するのである。高皇帝の約のほかに經典があらわれることは約束が絶対的なものでなく、相対的なものとなり下っているのである。

このように考えると私は、高皇帝の約束はあくまで高祖集団——それは当時は皇帝劉邦とその功臣たち——の私的な性格が強く、国の法たる律令に優先するものではなく、もし優先する場合は集団構成員の伝統的観念的な積極的な意志による結果であり、高祖の子孫である皇帝達の恣意によって破られ得るものであったと思う。これは秦に確立した皇帝制、律令法系の前に解体してゆく任俠的集団の約法でしかなかったのではないか、その意味で約束が優先し、その例外規定として令に著したとする鄧展以来の解釈は納得できない。むしろ、この範囲に限って議論するならば、

約束は令によって破られるものだとして理解したのである。

漢代の令甲佚文のうちで最も古い時期のものが本稿でのべた長沙王忠であるので、私の漢律令研究の最初にとりあげてみた。臆断が多いと思うが、御高教を仰ぎたい。

## 註

- ① 大庭脩「史記三王世家について」(史泉第二三、二四合併号)参照。
- ② 中田薫「支那律令法系の発達について」補考(法制史論集第四卷所収)一八九頁。
- ③ 増淵竜夫「戦国秦漢時代における集団の約について」(中国古代の社会と国家所収)一五八—一六〇頁。
- ④ 大庭脩「漢代詔書の形態について」(史泉第二六号)。
- ⑤ 前掲②、一八八—一九二頁。なお著令文言の細かい所で私が中田博士と意見を異にする点は前掲④の拙稿においてふれた。また呉芮伝の解釈については中田博士は「蓋し非劉氏不王と云う旧法を破って、芮の忠功に酬いる為め特にこれを令に著わしたのである」(一九二頁)とされ、本稿に述べている私見とは異なる。
- ⑥ 貝塚(小川)茂樹「漢律略考」桑原博士還暦記念東洋史論叢所収。
- ⑦ 増淵前掲③、一五八頁。
- ⑧ 同「漢代における国家秩序の構造と官僚 三 漢初官僚の任侠的習俗と酷吏との対立」二四六頁以下。
- ⑨ 史記張丞相列伝、申屠嘉の語。
- ⑩ 後漢書樊儵伝。